

太陽光発電設備等の道路占用許可 対象物件の追加について（その2）

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

栗本係員

ただいまー。

竹林係員

栗本さん、巡回お疲れ様でした。

栗本係員

だいぶ外も暖かくなってきたねー。あ、そうだ、竹林さん、巡回中に新装開店のおいしそうなご飯屋さんを見かけたんだけど、今日って時間ある？

竹林係員

そんなことよりも、太陽光発電設備と風力発電設備（以下「発電設備」という。）、それに津波避難施設の占用の許可基準が本省からきましたよ。私も今読み始めたところですが。

栗本係員

わかりました。読ませていただきます・・・。（今回も軽くスルーか・・・）

渡邊課長

（栗本君は相変わらず振られっぱなしだなあ）

栗本係員

さて、読み終わったところで、何か気になったことはある？

竹林係員

そうですね、占用の場所の基準が多く定められていますよね。

栗本係員

そうだね。発電設備は発電した電気をそのまま使用する目的や売電目的だったりしたりしても、ある程度の発電量は必要になってくるだろうから、そうなると占用面積は広範囲になるし、それにある程度の期間継続的に占有することになるだろうから、占有させる場所は道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさないようにいつも以上によく考えないといけないしね。

竹林係員

津波避難施設も、津波から一時的に避難する場所とはいっても、ある程度の人数が避難できる物件になるでしょうから、占有面積は広がりますよね。

それと、発電設備は再生可能エネルギーの導入拡大に資するものではありませんが、道路通行者の利便の増進に資するものではないため、食事施設等とは違い無余地性の基準は除外されていませんね。

栗本係員

安易に道路空間を狭められることがないように留意することになってるね。

竹林係員

発電設備を他の物件に添加する場合にアーケード等の既存の占用物件への添加は、当該施設の耐荷重の範囲内であることや安全度を確認すれば添加が可能となっていますが、道路構造物や道路附属物への添加は原則不可能となっています。仮に発電設備を道路附属物に添加しても破損する心配がない場合には、道路占用は可能と考えてもよいのでしょうか。

栗本係員

原則の例外はあると思うけれど・・・課長はどう思われますか。

渡邊課長

私も、道路附属物等への添加が認められる場合もあると思うけど、道路管理者による道路附属物等の点検の支障となる恐れもあるから慎重な判断が必要だと思うよ。

栗本係員

それと課長、発電設備の占用主体について疑問があるのですが、道路の点検等を実施できる者を想定しているとすると、個人が占用主体になることは難しいですよ。

渡邊課長

個人でも点検ができると判断できるのなら、占用主体になり得るよ。また、管理委託をするというケースも考えられるよね。

栗本係員

そうですね。必ずしも占用主体が自ら管理を行わなければならないわけではないですね。

竹林係員

管理委託を行うような形態でも、地方公共団体の名義貸しによる主体は占用主体になり得ないこととされているのは、例えば、占用料を免れることのみを目的としたものを排除しようとするものでしょうか。

渡邊課長

まあそうだろうね。

栗本係員

占用許可の条件に既得権益化しないために占用許可の更新回数に限定を課すとあるけど、竹林さんほどのくらいが目安だと思う？

竹林係員

えーっと・・・壊れそうになるまでとかでしょうか。

栗本係員

それはちょっと大雑把すぎるよ。例えば、初期投資の回収期間を踏まえた回数や固定価格買取制度の価格設定における期間条件などを勘案して設定することなどがあるだろうね

竹林係員

なるほど！

竹林係員

ところで、発電設備と津波避難施設の占用の許可基準以外に、併せて占用希望者の競合が見込まれる場合に占用者の選定に当たって公募を行う取扱い基準も本省から来ましたよね。

栗本係員

そうだね。今まで占用許可は先願主義だったけど、既占用者の事業撤退等により、道路管理者が道路利

利用者に対する継続的なサービスの提供を目的として占用主体を募集する場合と、公募の対象となる工作物、物件又は施設に係る占用希望者があった場合に、公平性の観点から、他の占用希望者を募集する場合などに公募により占用者を選定することになっているね。

竹林係員

対象物件は、道路通行者の利便の増進等を図るために設置される収益性を有する物件等となっていますね。具体的には、今回道路占用物件に追加された発電設備や食事施設等ですね。・・・結構、多い・・・これら対象物件の占用希望があるたびに公募により占用者を選定しなければならないのでしょうか。

栗本係員

公募以外に手続きの公平性、透明性の確保が可能な選定方法があるのであれば、公募以外の方法によって占用者を選定することもできると思うよ。

竹林係員

そうですね。

竹林係員

津波避難施設として想定される施設は、タワー型でしょうか。

栗本係員

そうだね。ほかにも施設と一体となって機能する階段も含まれると思うよ。ちなみに、階段単体での設置となると、通路での許可も考えられるんじゃないかな。

竹林係員

定義に津波避難施設は都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いものとするとのあるので、占用主体は地方公共団体が主に考えられますが、民間事業者等でも占用は可能ですよね。

栗本係員

実際には、地域防災計画の策定主体である地方公共団体が占用主体となることが想定されるけど、それ以外の可能性は排除はされていないね。

竹林係員

地域防災計画等において、津波避難施設が整備されることとされていないというのは、どういうことでしょうか。

栗本係員

うーん、普段、占用許可申請がされたときに気にしなければならないことは何かな。

竹林係員

えっと、占用させる場所が道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさないかどうかや道路以外に設置する余地がないかどうかなどです。

栗本係員

そうだね。それじゃあ、もし、津波避難施設の設置条件に地域防災計画等への位置づけが必要なく、占用許可申請された場所が占用の許可条件を満たし、占用を認めたとしよう。道路管理者としては、問題はないけれど・・・。

竹林係員

あ！

栗本係員

わかったようだね。占用申請された津波避難施設が津波に耐えうる構造であるか、避難を想定している人数から必要最低限のものであるか等、道路管理者では確認が難しいよね。だから、地域防災計画等に位置付けるさせることを条件とすることにより、これら道路管理者では確認できない事項について、地方公共団体に説明を求めるためなんだ。

竹林係員

よくわかりました！

栗本係員

そういえば、津波避難施設等の防災施設には、防災倉庫が併設されることが多いと思うけど、津波避難施設と一体として防災倉庫が整備される場合、占用許可の対象になり得るかな。

竹林係員

津波避難施設と一体として機能するものであれば、排除されるものではないと思います。

栗本係員

そうだね。ただ、本当に可能かどうかは、実際に占用申請があってからまた検討が必要かもしれないね。

竹林係員

実例もないですしね

竹林係員

一通り、確認はできましたが、あとは実際に占用申請があった際にどういった課題が出てくるかですね。

栗本係員

そうだね。そのときはまた検討しようか。